

審 議 結 果 速 報

(令和4年3月24日)

陳情4年危機管理第4号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
4年-4 (R4.02.16)	危機管理	島根原子力発電所2号機の早期再稼働の了解について	採 択 (R4.03.24)

▶陳情事項

県民の暮らしを支え、経済活動の基盤である低コストで環境負荷の少ない電力の安定供給のため、運転上の安全性の確保を大前提として、鳥取県は、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了解すること。

▶陳情理由

良質で安価な電気の安定供給は、私たちの日常生活はもとより、すべての企業活動の必要条件である。

特に、製造・加工のものづくり産業の製品製造過程では、大小の機械や、機械類を運転・制御するためのIT機器などの動力として、安定した質の良い電力供給が必須となっている。

また、現在全世界は、地球温暖化を抑制するために、カーボンニュートラルを目指し、太陽光発電や風力発電などの再生エネルギーの導入が拡大している。

再生エネルギーは、その発電量と電力の品質が自然条件に大きく左右され、安定化のため火力発電で補完している状況である。

火力発電の燃料である石炭、石油、LNGは、日本はほぼ全量を輸入しており、その価格は世界の需要により大きく変動し、輸送は国際情勢の変化を直接受けることになる。現在、LNGや原油の値上がりは著しく、深刻な電力不足とエネルギー価格の高騰が危惧されている。

電気料金の高騰は暮らしを直撃するとともに企業の製造原価の上昇に直結し、市場競争力に大きく影響する。

原子力発電は、安全性の確保を大前提に、低炭素で優れた安定供給性と効率性をもつ重要なベースロード電源である。安全性を前提に、電力の安定供給を第一とし、電気料金の高騰抑制、環境対策のため、現実的な対応として原子力発電を含めたエネルギーミックスの推進が求められている。

このような中、中国電力が原子力規制委員会に対し申請していた島根原子力発電所2号機が、新規制基準に適合していると認められ、「原子炉設置変更許可」が行われた。

これに伴い、国は、立地自治体である島根県とともに、鳥取県に対しても、「新規制基準に適合すると認められた場合には、再稼働に求められる安全性が確保されていることが確認されたとして、再稼働を進める」という政府方針に理解を求めてきたところである。

ついては、安全を第一として、カーボンニュートラルの推進と、県民の暮らしを支え経済活動の基盤である電力の安全供給のために、島根原子力発電所2号機の早期再稼働について了承されるよう陳情する。

▶提出者

中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会	会長	安来商工会議所	会頭	木口	重樹
〃	副会長	米子商工会議所	会頭	坂口	平兵衛
〃	副会長	松江商工会議所	会頭	田部	長右衛門
〃	副会長	境港商工会議所	会頭	堀田	收
〃	副会長	出雲商工会議所	会頭	三吉	庸善
〃	副会長	平田商工会議所	会頭	大谷	厚郎
〃	副会長	安来市商工会	会長	藤原	敏孝
〃	副会長	米子日吉津商工会	会長	土井	一朗
〃		大山町商工会	会長	山根	均
〃		南部町商工会	会長	仲田	司朗
〃		伯耆町商工会	会長	足尾	賢二
〃		日南町商工会	会長	福田	一哉
〃		日野町商工会	会長	中西	康夫
〃		江府町商工会	会長	川端	雄勇
〃		まつえ北商工会	会長	楨原	顯
〃		まつえ南商工会	会長	土江	博美
〃		東出雲町商工会	会長	岸本	孝弘
〃		出雲商工会	会長	山崎	茂樹
〃		斐川町商工会	会長	植田	登志雄

▶所管委員長報告（R4.03.24本会議）会議録暫定版

エネルギー資源の輸入依存度が高い我が国においては、国際的政情不安によって調達停滞や資源価格高騰などの事態を生じるリスクが極めて高いことから、良質で安価な電力が安定的に供給されることは、県民の日常生活や県内企業等の経済活動を支えるために必要不可欠であること。

その上で、脱炭素社会の実現を目指す我が国のエネルギー政策においては、原子力発電は低炭素のほぼ国産エネルギー源として優れた安定供給性と効率性を有し、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられていること。

これらのことはいずれも、県民の安全確保が前提となるものでありますが、昨年9月に原子力規制委員会による世界で最も厳しい新規規制基準に適合したこと。また、県・地元2市・中国電力株式会社との間における、いわゆる安全協定についても、原子炉の運転停止を含む措置要求の権利が認められたこと。

一方で、今般のロシアによる原子力発電所に対する攻撃は明確な国際法違反であり、原子力発電所への攻撃については国が関係法令に基づき万全に対処することから、本件陳情は採択することに決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 平成25年11月21日の中国電力からの島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査申請の事前報告については、意見を留保している。回答にあたっては安全協定の改定が前提。
- 2 島根2号機については、令和3年9月15日の原子力規制委員会で新規制基準に適合していると判断され、審査書が了承され（審査合格）、原子炉設置変更許可。
- 3 これを受け、中国電力は留保していたものについて回答を求めてきた。
- 4 9月16日には、審査合格を受けて、資源エネルギー庁長官から鳥取県知事に対して、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請があった。
- 5 12月14日に、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき、島根県が再稼働判断を行うにあたり、本県の意見について照会があった。
- 6 中国電力は、県、米子市及び境港市からの要請に基づき、米子市、境港市の住民に対し、島根原発の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行った（境港市10月15日、米子市10月18日）。

【県の取組状況】

- 1 県、米子市及び境港市は、島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受けて、島根2号機の審査結果、島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制、国のエネルギー政策、島根原発の安全対策、必要性について、住民説明会を県内で5回開催し、県民への情報提供を行った。
- 2 県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、各顧問の専門的・技術的観点から審査結果を慎重に確認し、その結果を知事に報告した。
- 3 米子市、境港市の各種団体の代表で構成された原子力発電所環境安全対策協議会と県との合同対策会議を開催し、同協議会委員に対して、住民説明会での情報提供と同じ内容及び、県原子力安全顧問からは県原子力安全顧問会議での検証結果について情報提供を行った。
- 4 県、米子市及び境港市は、中国電力及び国に対し、住民に対する説明責任を果たし、理解を得るよう求めている。
- 5 安全協定について、島根2号機の審査合格後、県、米子市、境港市と中国電力との間で改定の協議を再開した。
- 6 県は、原子力安全顧問、住民、米子市及び境港市の意見を聞き、県議会とも協議を行い、その意向を踏まえて、慎重に判断していくこととしている。